

広島県監査委員訓令第一号

本 序

広島県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年四月一日

広島県代表監査委員 川 上 俊 幸

広島県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

広島県監査委員事務局処務規程（昭和四十四年広島県監査委員訓令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公印の押印) 第二十九条 次に掲げる文書は、公印を押印するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 法令並びに条例及び規則により公印を押印する必要がある文書二 県又は相手方の権利義務又は法的地位に重大な影響を及ぼす文書三 事実証明に関する文書その他特に信用力を付与する必要がある文書四 前三号に掲げるもののほか、特に公印を押印すべき事由があると主務取扱主任が認めた文書 <p>2—5 (略)</p>	<p>(公印の押印) 第二十九条 浄書文書には、公印を押さなければならぬ。ただし、次の各号に掲げるものについてはこの限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 軽易なもの二 部内者に対するもの三 案内状、礼状、あいさつ状等の書簡四 祝辞、弔辞その他これらに類するもの <p>2—5 (略)</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。